

8. 景観形成の推進

景観まちづくりの主体は市民です。市民が景観形成の意義や必要性を理解し、取り組んでいくことが必要です。また、事業者の経済活動も景観形成を図るうえで重要な役割を担っています。そして、市民や事業者の活動支援を行っていくのが大村市の役割です。

そこで、市民、事業者、大村市の3者がそれぞれの役割を相互に理解し、連携しながら景観形成を進めていくものとします。

<市民が取り組むこと>

- 景観まちづくりへの理解と意識改革
- 景観まちづくりへの自主的な取組
- 景観形成に配慮した日常的な行動
- 事業者、行政が実施する景観形成に関する事業やイベントへの参加
- 大村市景観計画、大村市景観条例等の遵守

<事業者が取り組むこと>

- 景観まちづくりへの理解と意識改革
- 事業活動での景観的配慮
- 市民、行政と連携した景観形成活動の取組
- 市民の実施する景観形成活動への支援・協力
- 行政の景観まちづくり活動への参加・協力
- 大村市景観計画、景観条例等の遵守

<大村市が取り組むこと>

- 大村市景観計画の周知及び運用
 - ・景観計画 PR パンフレットの作成
 - ・届出行為に関する手引書の作成
 - ・届出事前相談及び届出審査の実施
- 公共事業による景観まちづくりの実施
 - ・景観に配慮した公共施設の整備及び維持管理
 - ・新たな景観シンボル・拠点の創造
 - ・地域住民と協働した公共施設の整備方針作成
- 市民、事業者の景観まちづくり活動等への支援と顕彰
 - ・地域住民による地域景観まちづくり組織の設立及び育成活動の支援
 - ・景観まちづくりを対象とした都市景観賞の顕彰・公表
- 市民、事業者の景観まちづくりの情報発信
 - ・市民、事業者との情報交換、意見交換等の場の提供（協議会及び懇談会の開催等）
 - ・景観まちづくりの実施状況等の情報発信（広報誌、ホームページ等の活用）
- 景観まちづくりの人材育成
 - ・学識経験者及び景観アドバイザーによる市民や中高生を対象とした研修機会の拡大
 - ・行政職員の景観形成に関する研修